

改定します! 男女共同参画推進プラン

皆さんのご意見をお寄せください

ご意見をいただきたい
男女共同参画推進プランとは?

問い合わせ／人権推進課(☎ 581-2121内線41)へ。

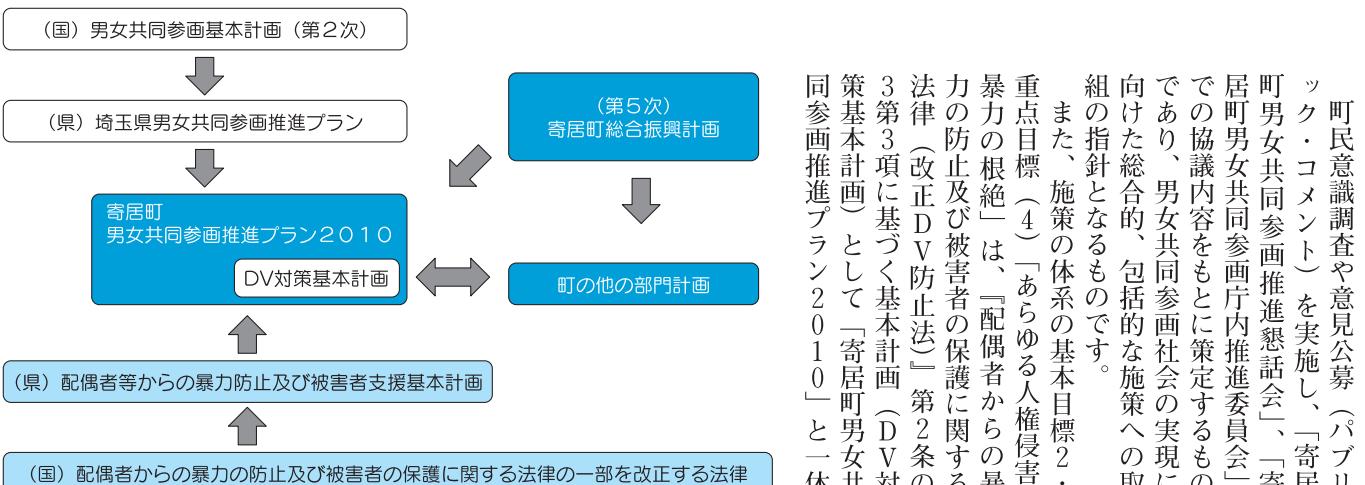
○男女共同参画とは?
男性も女性も、性別にとらわれず
に社会のあらゆる分野の活動にとも
に参画しようという意味です。
「参画」とは、単なる参加ではなく、
より積極的に意思決定過程に加わる
という意味が込められています。

○計画の目的
私たちを取り巻く社会情勢は少子
高齢化の一層の進展、経済活動の成
熟化・国際化、情報通信の高度化、
家庭形態の多様化等、絶え間なく変
化しています。
このような状況の中、町民一人ひ
とりが幸せに生きるために、女性も
男性もすべての個人が互いにその人
権を尊重し、性や世代にとらわれず、
その個性と能力を認め合い、それら
を十分に發揮できる男女共同参画社
会の実現が求められています。
そこで、町においても平成15年度
(2003年度)に「寄居町男女共同
参画推進プラン」を策定し、男女

基本目標の作成にあたっては、本
誌6月号でお知らせしました町民意
識調査結果から求められた現状や課
題を基礎としております。詳しくは
本誌6月号のグラフを参照してください。
男女共同参画の視点に立った法制
度が整備される一方、性別による固
定的な役割分担意識は依然として家
庭・地域・職場等あらゆる場面に根
強く残っています(本誌6月号町民意
識調査グラフ1・2参照)。

○計画の目的
本計画では基本理念の実現のため、
以下の3点を基本目標とし、施策の
3本柱として総合的に推進していき
ます。
基本目標の作成にあたっては、本
誌6月号でお知らせしました町民意
識調査結果から求められた現状や課
題を基礎としております。詳しくは
本誌6月号のグラフを参照してください。
このように状況を見直し、男女共
同参画社会の形成を町民一人ひとり
が自らの問題として捉え、身近なと
ころから意識改革に取り組む必要が
あります(本誌6月号町民意識調査
グラフ13参照)。

○計画の位置付け
本計画は『男女共同参画社会基本
法』第14条第3項に基づいて策定す
る計画です。
国の「男女共同参画基本計画(第
2次)」、県の「埼玉県男女共同参
画推進プラン」を踏まえ、「第5次
寄居町総合振興計画」を上位計画と
し、既存の関連計画とも整合性を持
たせてています。



1. 基本理念・基本目標
○基本理念
ひろげよう
男女の和 地域の輪
寄居の輪
私たち、一人ひとりが尊重され、
ゆる分野に参画し、責任を担うこと
が求められています。
しかし、政策・方針決定の場への
女性の参画は限られており、就労の
場においても女性の能力に対する正
当な評価や女性の働く権利が十分保
障されているとはいえないのが現状
です(本誌6月号町民意識調査グラフ4・
5参照)。
男性についても仕事と家庭生活や
地域活動との両立は難しい状況にあ
ります(本誌6月号町民意識調査グラフ3・
6・7・8・9参照)。

2. 基本目標
○計画の期間
的におこなわれるものであります。
町民意識調査や意見公募(パブリック・コメント)を実施し、「寄居町男女共同参画推進懇話会」、「寄居町男女共同参画推進委員会」での協議内容をもとに策定するもの
であり、男女共同参画社会の実現に
向けた総合的、包括的な施策への取
組の指針となるものです。

重点目標(4)「あらゆる人権侵害・
暴力の根絶」は、「配偶者からの暴
力の防止及び被害者の保護に関する
法律(改正DV防止法)」第2条の
3第3項に基づく基本計画(DV対
策基本計画)として「寄居町男女共
同参画推進プラン2010」と一体
で実現するものとされています。
また、施策の体系の基本目標2・
3第3項に基づく基本計画(DV対
策基本計画)として「寄居町男女共
同参画推進プラン2010」と一体
で実現するものとされています。

3. 基本目標
○計画の期間
年計画とします。
社会情勢や本計画の進捗状況等を
映できるよう計画期間を勘案し、平
成22年度(2010年度)から平成
31年度(2019年度)までの10カ
年計画とします。
検討し、5年後に計画の見直しを行
うものとします。

2 男女共同参画を推進する
男女共同参画社会の実現には私た
ち一人ひとりが主体的に社会のあ
らゆる分野に参画し、責任を担うこと
が求められています。

○計画の位置付け
本計画は『男女共同参画社会基本
法』第14条第3項に基づいて策定す
る計画です。
国の「男女共同参画基本計画(第
2次)」、県の「埼玉県男女共同参
画推進プラン」を踏まえ、「第5次
寄居町総合振興計画」を上位計画と
し、既存の関連計画とも整合性を持
たせてています。

「パブリック・コメント手続を実施します」

男女共同参画推進プランを改定するため皆さんの意見をお寄せください

本誌3月号でお知らせしたとおり、「寄居町男女共同参画推進プラン」の見直しについてパブリック・コメント手続を実施します。寄居町男女共同参画推進プラン改定の基本理念や基本目標について、前とおり作成しました。つきましては、次頁の施策の体系にある重点目標と施策の方向性および基本目標に即した具体的な事業について、ご意見をお寄せください。

パブリック・コメントとは?

町の重要な施策に対し、事前に施策等の案を公表し、町民の皆さんからの意見を考慮して、町が決定するもので、町民の町政参加とまちづくりの協働を目的とした制度です。

手続方法

1 募集期間 8月20日(木)~9月25日(金)

2 資料の公表

寄居町男女共同参画推進プランの改定の基本方針(基本的な考え方や基本理念・基本目標)資料については、次の窓口で閲覧できます。

人権推進課・保健福祉総合センター(ユウネス)・総合福祉センター(かわせみ荘)・用土連絡所・男食連絡所また、町公式ホームページでもご覧になれます。

※閲覧期間 8月17日(月)~9月25日(金)なお、閲覧できる日時は、各窓口の業務日時になります。

※資料に関する質問は、人権推進課のみで受け付けます。

3 意見の提出方法

書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先を必ず記入ください。

郵送〒369-1292 人権推進課宛 ファックス 581-1366 電子メール jinken@town.yorii.saitama.jp (メールの件名は「男女プランについての意見」としてください。記入がない場合、迷惑メールと見分けがつかないため削除してしまうことがありますのでご注意ください) 窓口への提出|人権推進課および閲覧場所(各窓口の業務時間内にお願いします。)

4 注意事項

●意見を提出できる方は、町内在住の方、町内へ通勤・通学している方、もしくは町内に事業所がある個人・法人、その他の団体です。●電話や窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。●ご意見への個別の回答は行いません。●公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

※寄せられたご意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日本誌で公表します。